

WEEKLY REPORT

例会日 木曜日 12:30~13:30
例会場 上野精養軒 TEL.03 (3821) 2181
事務所 〒130-0013 東京都墨田区錦糸 1-1-5 Aビル 6F
TEL.03 (5637) 4602 FAX.03 (5637) 4611
<http://www.tokyo-kohoku-rc.org>



葛飾北斎描く千住より眺望の富士

東京江北ロータリークラブ

会長 吉田 正行 / 会長エレクト 芝 久雄
幹事 谷茂岡 昭 / 副幹事 塚越 伸博
会報・IT委員長 小出 康夫



Rotary

RI 会長
ジョンF. ジャーム

Rotary Serving Humanity

東京江北RC 会長

奉仕は思いやりの心から

吉田 正行

第 2747 回

2016 年 9 月 15 日

2016 年 9 月 8 日 第 2746 回例会報告

点 鐘

ロータリーソング 「我らの生業」

来 賓

- ゲスト (2名)
安 憲永さん (米山奨学生)
松坂順一氏 (東京葛飾東/ガバナーノミニ)
- ビジター (3名)
今井 忠氏 (東京臨海)
上原慎次氏 (那覇南)
西山寛氏 (東京あすか)

セ レ モ ニ ー

- 米山奨学生…安 憲永さん
- あいあい特別寄付…高杉浩明君

会 長 報 告

- ロータリー財団 100 周年シンポジウム (11/27) 参加要請
- 全国囲碁大会開催のお知らせと参加要請 (10/15)

幹 事 報 告

- 本日例会後、ハワイジョイントミーティング実行委員会開催のお知らせ
- 11月の例会変更
17日の夜間例会を通常例会に変更
24日の通常例会を夜間例会に変更

委 員 会 報 告

- 国際奉仕委員会…夏期交換学生のお礼
- インターアクト委員会…本日 16:00 より

潤徳女子高等学校のインターアクト定例会のご案内

- 9月24, 25日開催の文化祭のご案内及び参加要請 (10:00~15:00)

出 席 報 告 会員54名中45名 出席率70%

前々回訂正出席率 95.65% (8/25)

ニコニコ (◡ ◡ ◡) ボックス

- 吉田会長 谷茂岡幹事…毎日、蒸し暑くうっとうしい日が続きます。皆様には、どうかご自愛の程、よろしくお願い申し上げます。
- 松坂順一氏…メーキャップにお伺い致しました。ハヤシライスを楽しみにしていました。本日、うれしいです。
- 今井忠氏…矢島先生、いつもいつも「ロータリー」ご教授下さり、ありがとうございます。
- 矢島君…松坂さん、今井さん、上原さん、ようこそ、いらっしゃいました。
- 樽澤君 ベルマン君…松坂元ガバナー補佐、当時は大変お世話になりました。
- 原田君…本日は、どうぞよろしくお願い致します。
- 谷中君…本日より旅に出ます。規定審議会による定款改正のお話が聴けません。原田さん、後日ゆっくり教えて下さい。よろしくお願い致します。

合計 16,000 円 累計 599,000 円

THE ROTARY CLUB OF TOKYO-KOHOKU

新社屋落成祝い



高杉会員の足立信用金庫本店が7月19日新築オープンされました。東京江北ロータリークラブ内規 慶弔規定第2条により、クラブより新社屋落成のお祝いをお渡しいたしました。(9/1 例会報告)

米山奨学生来会



9月8日例会に米山奨学生 安憲永さんが来会し、近況報告と9月3日に地区米山奨学会主催の米山梅吉ツアーに参加しお話し下さいました。ホニョンさんよりレポートをいただきましたので紹介させていただきます。

米山梅吉記念館では、米山についてお勉強もでき、御墓参りでお経もあげてきました。その後、美味しいお昼を食べて、川に向かいましたが、川は本当に綺麗で冷たくて、またみんなと一緒にあったから楽しく、とても贅沢なボランティアだと思いました。江北の奨学生としての参加でしたからボランティアも頑張りました。また奨学生たちと仲良くなって楽しかったです。

とても楽しく充実な1日でした。

参加させていただき、本当に感謝いたします。

ありがとうございました。

以上、米山梅吉記念館ツアーのご報告でした～♪

2016

規定審議会による定款改正について



本年4月に開催されたR I 規定審議会によって、各ロータリークラブの標準ロータリークラブ定款の一部が改正されました。

なお、R I 細則では「審議会閉会直後の7月1日に効力を生じる」とありますので、この改正は本年7月から全てのクラブに及びます。

その改正は新たに追加ないしは廃止された規定と共に、要件が加重されたものがあります。例えば第3条・クラブの目的、第7条・例会と出席に関する規定の例外、第8条・ウェブサイトによる例会の開催（E-クラブの廃止）、祝日週の例会取消可能、第11条・ローターアクターの二重会員の許容、第12条・家族的理由による出席免除規定の拡大、出席免除規定申請の要件追加、第13条・委員会の設置、第14条・入会金規定の廃止、第17条・ロータリーの雑誌の購読料納付等につき、改正されました。

これらの改正は、クラブの運営に柔軟性を与えるとしても、従来通りであっても良いので、従来通りの運営が良いのか、柔軟性が認められた範囲内で変更して運営した方が良いのか、それぞれのクラブで見直す必要が生じています。クラブ運営の方向性とクラブ細則内容とが齟齬するようになりますと、クラブ細則の改正が必要となります。ただ、クラブ細則の改正はR I 定款、R I 細則、クラブ定款に矛盾してはならないとされています。

例えば、例会は少なくとも月に2回、行わなければならない、とされた一方、従来通り毎週例会を開催することも可能です。入会金は、この規定が廃止されたので、クラブ独自に従来通り義務づけるのか、入会のハードルを低くするために廃止するか、これに伴い、従来、入会金が義務づけられていなかった移籍会員、再入会会員に新たに義務づけることも可能になりました。祝日週の例会取消が可能となりましたが、これは年間行事を審議する年度初めの理事会において自主的に決めることになると考えられます。ローターアクターとロータリアンとの二重会員を認めることになりましたが、これを提唱していないクラブであってもいずれは検討する事態が生じ得ると思われれます。また、定款改正と共に、人頭分担金が今後の3年間で毎年4ドルずつ増額されることも決定されたので、いずれは予算編成に影響することも考えられます。

なお、今回の改正内容を検討しますと、クラブの目的として奉仕プロジェクトの実施、会員増強を通じたロータリーの発展、ロータリー財団への支援等が規定され、奉仕部門の職業奉仕として自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれるとされ、全般的会員資格条件として職業上地域社会でよい評判を受け、地域社会・世界に奉仕する意欲ある成人によって構成されるとされる、組織として5新委員会の設置要請があること等を考えますと、R I は、基本理念としての個々の「I serve」となる職業奉仕よりも、対外的奉仕となる「We serve」を目指しているようです。

ここで、今一度、ロータリーの基本理念を見つめ直す必要があると考えられます。

記 原田寛

本日の卓話

「元派遣生から見た青少年交換」

45期ローテックス委員長

香西啓介さん

紹介者 ベルマン君

次回予定 9/23

祝日休会